

地域福祉とは



地域福祉ってなあに？

地域 みんなが互いに支えあって、安心して暮らせるようにするための取り組みや仕組みづくりのことです



○**地域福祉**とは、本町で暮らすすべての人が絆を強め、支えあい、安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO^{※1}、社会福祉法人等の福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力しあい、助けあうことのできる地域社会を築いていこうとする取り組みや仕組みづくりのことであり、国が示す地域共生社会^{※2}や、その実現に向けた推進のイメージと共通する方向性を持つものです。

地域福祉計画とは

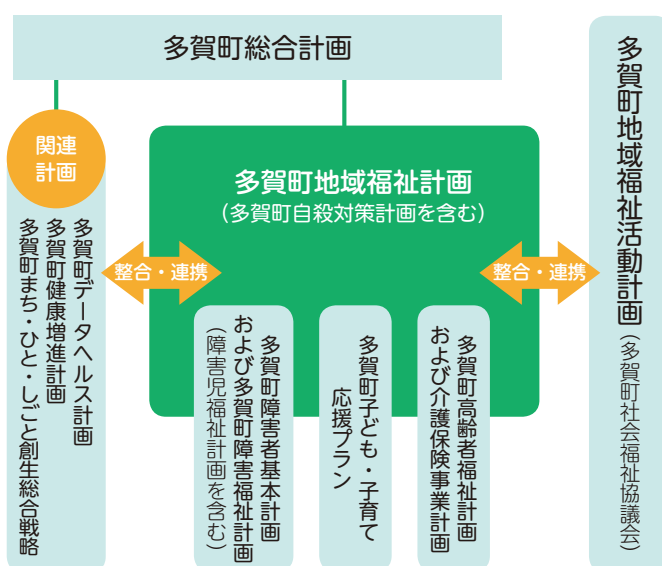


地域福祉計画ってなあに？

地域福祉を推進するために、行政がつくる計画です



○**地域福祉計画**は、社会福祉法で「すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進をめざす計画」と位置づけられています。また、本計画は多賀町自殺対策計画を含むとともに、多賀町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合を図り、相互に連携した取り組みを進めていきます。



※1：Nonprofit Organizationの略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

※2：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

計画の期間



この計画は何年間の計画なの？

平成 31 年度から、5 か年の計画です



		計 画 期 間				
		平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
第 2 期多賀町 地域福祉計画 <small>(自殺対策計画を含む)</small>						
		→				

計画の策定体制



この計画はどうやってつくったの？

「住民アンケート」や、いろいろな団体の代表が参加する「多賀町地域福祉計画策定委員会」で、たくさんの人の意見等をお聞きしてつくりました



【計画策定体制】

多賀町地域福祉計画策定委員会

課題等共有



計画検討

事 務 局

多賀町 福祉保健課

住民意向の反映



住民のニーズ

住民アンケート

パブリックコメント

現況整理



評価・分析

第 1 期計画評価

統計データ等分析

計画で取り組むべき重点課題



この計画でどんな課題を解決するの？

解決すべき課題は大きく3つあります
1つは地域の支えあい活動の担い手をつくることです



課題① 活動の担い手づくり



- ◆ 今後、人口減少に伴い、高齢化がさらに進む見込み
- ◆ 元気な高齢者が様々な活動を積極的に行える仕組みが必要
- ◆ 子どもたちが小さなうちから地域の様々な活動に関わり、地域で支えあう取り組みを日常化し、楽しめるような仕組みが必要
- ◆ 若い世代ほど支えあい活動への参加に消極的である一方、子どもの福祉に対する関心は高い中で、子ども・子育てに関する取り組みを通じた支えあい活動への参加促進が求められる
- ◆ アンケート調査結果の中で福祉活動に参加してもよいと考えている人がいることから、助けを必要としている方への対応方法の周知を進め、活動への参加を促進していくことが重要

2つ目は地域のみんなが絆を強め、多様なつながりをつくることです



課題② 地域の多様なつながり、 ネットワークづくり



- ◆ 比較的重度の要介護の認定者数が増加傾向にあり、今後も介護保険料の増大が懸念される中で、介護予防も含めた多様な住民の活躍の機会・場づくりが必要
- ◆ アンケート調査結果から、各世代によって支えあいに関して重要視する内容が異なる中で、相互の理解促進を図る上でも、多様なつながりの機会・場づくりが求められる
- ◆ 地域福祉の実際の活動を進める役割を担う社会福祉協議会を中心に、住民も含めた地域の多様な主体のつながりの形成が必要
- ◆ 地域における孤立や自殺等のより深刻な事態を防ぐためにも、地域における見守りネットワークやつながりづくりが重要

3つ目は地域でだれもが安心・安全に暮らせるための、福祉基盤を整備することです



課題③ 多様な福祉課題に対応する 福祉基盤整備



- ◆ 地域の支えあいの実現には、支える側に余裕があることも重要であり、基盤となる福祉サービスの充実や、権利擁護、生活環境整備等が重要
- ◆ 災害に対する住民の意識が高まる中、支えあいの意識啓発、活動の参加促進の手段としても、地域の防災体制づくりが重要
- ◆ 人口減少にもつながる、移動や買い物といった生活課題への対応は重要
- ◆ 生活保護受給者数、受給世帯数、準要保護児童生徒数は増加傾向、経済的格差の拡大、子どもへの連鎖が懸念される
- ◆ 様々な活動への参加促進や、必要なサービスを必要な人が受けられるようにするためにも、世代に対応した情報発信・相談体制が必要

基本理念とその実現に向けた基本目標



この計画は何をめざしているの？

基本理念の実現と、そのための3つの基本目標の達成をめざしています



【基本理念】

みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち

～基本理念の実現に向けた3つの基本目標を設定～

基本目標 1

地域福祉の多様な担い手育成

- ◆ 学校における福祉教育はもちろん、子どもに関する取り組みを活用した若い世代の参加促進、本町の大きな特徴である高齢化を逆手に取った元気な高齢者の活用など、多様な担い手育成に取り組んでいきます。

基本目標 2

絆を強めるための地域の 仕組みづくり

- ◆ 地域における住民の多様なふれあいの場づくり、そこから発生する住民主体の多様な活動を推進していきます。
- ◆ 多様な見守りの実現に向けたネットワークの構築を推進します。

基本目標 3

地域共生の実現に向けた福祉基盤整備

- ◆ 基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。
- ◆ 近年頻発する自然災害への対応等も含め、住民の関心が高い地域防災活動を契機として、地域の支えあい活動の活性化につなげます。
- ◆ 総合的な相談支援とともに、生活困窮や就労支援といった個別のニーズに専門的に対応するきめ細やかな相談支援や、幅の広い情報発信を推進します。

基本目標ごとの取り組み

基本目標 1 地域福祉の多様な担い手育成



基本目標1では具体的にどんなことに取り組むの？

支えあいの意識啓発のための福祉教育や、実際の活動の担い手・地域づくりに取り組みます



基本方向	取り組み
(1) 福祉教育の推進	①地域福祉についての啓発 ②福祉教育・ボランティア学習の推進 ③人権学習の推進 ④認知症や障がいのある人などへの理解の促進
(2) 多様な担い手・地域づくり	①地域福祉推進のための人材育成 ②元気高齢者の担い手育成 ★新規 ③地域福祉推進リーダーの育成 ④地域活動団体の支援・育成

基本目標 2 絆を強めるための地域の仕組みづくり



基本目標2では具体的にどんなことに取り組むの？

担い手が活躍できる機会・場づくりや、地域のいろいろな人の協力による見守りネットワークづくりと生活支援に取り組めます



基本方向	取り組み
(1) 地域のふれあいの機会・場づくり	①あいさつ運動の推進 ②住民同士の多様な交流の促進 ③趣味活動等の推進 ④サロン活動の促進 ⑤健康づくりの場の活用 ⑥地域のことを話しあえる場づくり ★新規 ⑦町内外の人との交流の促進
(2) 地域の見守りネットワークづくり	①総合的な見守りネットワークの形成 ②ひきこもり等への対応・支援 ③虐待防止等ネットワークの充実・強化
(3) 地域が主体となる生活支援の推進	①生活支援の充実 ②冬場の除雪対策

※ **★新規** は第1期の計画では設定されていない、本計画からの新しい取り組み等を示す（以降も同様）

基本目標 3 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備



基本目標3では具体的にどんなことに取り組むの？

だれもが支えあい活動に参加できるように、地域で安心・安全に暮らすことのできる環境整備や福祉サービスの充実、相談支援・情報発信等に取り組めます



基本方向	取り組み
(1) 福祉サービスの充実	①共生型サービス等の推進 ★新規 ②福祉サービスの質の向上 ③交通手段の確保と移動支援の充実 ④保健・医療・介護・福祉等の連携促進
(2) 安心・安全な生活環境づくり	①地域防災活動の促進 ②災害発生時の支援体制強化 ③緊急時の対応の推進 ④地域防犯体制の充実 ⑤ノーマライゼーションのまちづくりの推進
(3) 権利擁護体制の構築	①地域福祉権利擁護事業の充実・強化 ②成年後見制度利用支援事業の充実・強化
(4) 多様な相談支援と情報発信	①総合相談体制の確立 ②生活困窮者、就労が困難な方等への支援 ★新規 ③住宅改修の支援 ④福祉関連情報発信力の強化

多賀町自殺対策計画 **★新規**



この計画は具体的にどんなことに取り組むの？

だれも自殺に追い込まれることのない多賀町の実現をめざして、地域福祉計画の取り組みを基盤に、地域における自殺防止に取り組めます



取り組み	関連する地域福祉計画の主な取り組み
①住民への周知と啓発	基本目標1 「(1) 福祉教育の推進」
②児童生徒のSOSの出し方に関する教育	基本目標1 「(1) 福祉教育の推進」
③自殺対策を支える人材育成	基本目標1 「(2) 多様な担い手・地域づくり」
④生きることの促進要因への支援	基本目標2 「(1) 地域のふれあいの機会・場づくり」 基本目標3 「(4) 多様な相談支援と情報発信」
⑤地域におけるネットワークの強化	基本目標2 「(2) 地域の見守りネットワークづくり」

計画を進めるためのみんなの役割



住民にはどんな役割があるの？

一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持ち、ボランティアなどの社会活動に参加するなどの役割が期待されます



地域の団体・組織等にはどんな役割があるの？

社会福祉関係団体・組織には、住民が安心して暮らすことができるように、様々な支援を行う役割があります。また、ボランティア団体等は、多様化する地域の福祉ニーズに対応する役割が求められます



社会福祉協議会にはどんな役割があるの？

社会福祉協議会は、地域に根ざした地域福祉推進の中核的な組織です。社会的孤立等の新たな課題も含め、住民の生活におけるあらゆる課題を受け止め、支援につなげることで、だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに取り組んでいます



行政にはどんな役割があるの？

本町の地域福祉を進めるための方針を明確にして、福祉の基盤整備に取り組みます。また、関連団体と連携・協力し、地域の福祉活動が盛んになるように、支援を行います



第2期多賀町地域福祉計画【概要版】 平成31年3月発行

発行／多賀町

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

TEL 0749-48-8111 (代)

HP <http://www.town.taga.lg.jp/>

編集／多賀町福祉保健課

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」

TEL 0749-48-8115 FAX 0749-48-8143